

重要事項説明書

記入年月日	2024年10月1日
記入者名	三上 信
所属・職名	施設介護事業部

1. 設置者（*）

種類	個人 <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) とうきょうかいじょうにちどうべたーらいふさーびすかぶしきがいしゃ 東京海上日動ベターライフサービス株式会社	
主たる事務所の所在地	〒158-0097 東京都世田谷区用賀 4-10-5	
連絡先	電話番号	03-5717-1810
	FAX番号	03-5717-1822
	ホームページアドレス	https://www.tnbls.co.jp/
	メールアドレス	shisetsuhoujin@tnbls.co.jp
代表者	氏名	小林 信昭
	職名	取締役社長
設立年月日	昭和 <u>平成</u> 18年 2月 1日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要（*）

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) ひるでもあしんしゅうはくうんかん ヒルデモア信州白雲館	
所在地	〒389-0804 長野県千曲市大字戸倉 1793-1	
主な利用交通手段	最寄駅	しなの鉄道「戸倉」駅
	交通手段と所要時間	しなの鉄道「戸倉」駅より 徒歩約5分(約390m)

連絡先	電話番号	026-261-5500
	FAX番号	026-261-5526
	ホームページアドレス	https://www.tnbls.co.jp/hyldemoer/home/shinshu/
	メールアドレス	shisetsuhoujin@tnbls.co.jp
管理者	氏名	深野 直規
	職名	支配人(施設長)
建物の竣工日		昭和(平成) 15年6月30日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和(平成) 18年2月 1日

(類型)【表示事項】

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 3 住宅型 4 健康型		
1又は2に 該当する場 合	介護保険事業者番号	第2071800250号
	指定した自治体名	長野県(市)
	事業所の指定日	平成18年4月1日
	指定の更新日(直近)	令和6年4月1日

3. 建物概要(*)

土地	敷地面積	1,639.78 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地 (普通賃借・定期賃借)	
		抵当権の有無	1 あり ② なし
		契約期間	① あり (2003年3月1日~2055年2月末実) 2 なし
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	2,569.55 m ²
		うち、老人ホーム部分	2,569.55 m ²
	耐火構造	① 耐火建築物	
		2 準耐火建築物	
3 その他 ()			
構造	① 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造		

		4 その他 ()				
所有関係	① 事業者が自ら所有する建物					
	2 事業者が賃借する建物 (普通賃借 ・ 定期賃借)					
	抵当権の設定	1 あり 2 なし				
	契約期間	1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) 2 なし				
	契約の自動更新	1 あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室 (縁故者居室を含む)				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分*
	タイプ1	有/無	有/無	20.05~20.56 m ²	21 室	介護居室個室
	タイプ2	有/無	有/無	26.07~26.18 m ²	12 室	介護居室個室
	タイプ3	有/無	有/無	49.14 m ²	2 室	介護居室個室
	タイプ4	有/無	有/無	m ²		
	タイプ5	有/無	有/無	m ²		
	タイプ6	有/無	有/無	m ²		
	タイプ7	有/無	有/無	m ²		
	タイプ8	有/無	有/無	m ²		
タイプ9	有/無	有/無	m ²			
タイプ10	有/無	有/無	m ²			
※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
廊下の幅	中廊下 (向かい合いの居室に面している廊下)	1.8m	その他の廊下	1.8m		
共用施設	共用便所における便房	10ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	3ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	7ヶ所		
	共用浴室	2ヶ所	個室	0ヶ所		
			大浴場	2ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	3ヶ所	チェアー浴	0ヶ所		
			リフト浴	2ヶ所		
			ストレッチャー浴	1ヶ所		
その他 ()			ヶ所			
食堂	① あり 2 なし					
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり ② なし					

	エレベーター	1 あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし						
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし						
	自動火災報知設備	① あり 2 なし						
	火災通報設備	① あり 2 なし						
	スプリンクラー	① あり 2 なし						
	防火管理者	① あり 2 なし						
	防災計画	① あり 2 なし						
緊急通報装置等	居室	① あり 2 一部あり 3 なし	便所	① あり 2 一部あり 3 なし	浴室	① あり 2 一部あり 3 なし	その他（ ）	1 あり ② 一部あり 3 なし
	その他							

4. サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	<p>高品質な介護サービスをベースに東京海上グループの総合力を活かし、①入居者個々のニーズを踏まえて作成したケアプランに基づくサービスの提供②介護予防、要介護度の進行を遅らせることを念頭においたリハビリやアクティビティの提供③協力医療機関との連携体制の確立など、入居者・ご家族のご意向に寄り添った多職種連携によるサービス提供をしています。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>入居者お一人おひとりにケアスタッフが担当としてかわる「コンタクトパーソン制度」や多職種での連携による取り組みによって、ご入居者の生活の質を高めるために、お一人おひとりの意欲を引き出し、ご自身のご自身で意思決定していただくことを重視しています。そのために「お一人おひとりの身体機能の維持や向上を目指したかわり」、「パーソン・センタード・ケア」を基本理念とした日々の対応、「心が動くアクティビティの提供」等に取り組んでいます。</p> <p>また、自社運営のキッチンでは「さいごのひとさじまで、美味しい食事をたべられること」を目指し、ご状態</p>

	に合わせた食形態で食事を提供します。
入浴、排せつ又は食事の介護	①自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	①自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	①自ら実施 ②委託(清掃) 3 なし
健康管理の供与	①自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	①自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	①自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は記載不可

<p>特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無</p> <p>※1 「協力医療機関連携加算 (I)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算 (II)」は、「協力医療機関連携加算 (I)」以外に該当する場合を指す。</p> <p>※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。</p>	入居継続支援加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	生活機能向上連携加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	ADL維持等加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	個別機能訓練加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	夜間看護体制加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	若年性認知症入居者受入加算		① あり 2 なし
	協力医療機関連携加算 (※1)	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	口腔衛生管理体制加算 (※2)		① あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		① あり 2 なし
	退院・退所時連携加算		① あり 2 なし
	退居時情報提供加算		① あり 2 なし
	看取り介護加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり ② なし
	(II)	1 あり ② なし	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	1 あり ② なし	
	(II)	1 あり ② なし	
新興感染症等施設療養費		1 あり ② なし	
生産性向上推進体制加算	(I)	1 あり ② なし	
	(II)	1 あり ② なし	

	サービス提供体制強化加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
		(III)	1 あり ② なし
	介護職員等処遇改善加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	① あり 2 なし
		(III)	① あり 2 なし
		(IV)	① あり 2 なし
		(V)(1)	① あり 2 なし
		(V)(2)	① あり 2 なし
		(V)(3)	① あり 2 なし
		(V)(4)	○
		(V)(5)	① あり 2 なし
		(V)(6)	① あり 2 なし
		(V)(7)	① あり 2 なし
		(V)(8)	① あり 2 なし
(V)(9)	① あり 2 なし		
(V)(10)	1 あり ② なし		
(V)(11)	① あり 2 なし		
(V)(12)	① あり 2 なし		
(V)(13)	① あり 2 なし		
(V)(14)	① あり 2 なし		
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率)	
		1.5 : 1	
	2 なし		

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	①救急車の手配	
		②入退院の付き添い(別途介護サービス等一覧によります)	
		③通院介助(別途介護サービス等一覧によります)	
		④その他(健康診断、健康相談、生活指導など)	
協力医療機関	1	名称	医療法人社団 Shinano さわらび さわらび内科クリニック
		住所	長野県千曲市稲荷山 274-1
		診療科目	内科
		協力科目	内科
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常

		時確保	
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
2	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
3	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
4	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
5	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		

		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
新興感染症発生時に連携する医療機関	1 あり			
		医療機関の名称		
		医療機関の住所		
	2 なし			
協力歯科医療機関	1	名称	玉井歯科医院	
		住所	長野県東筑摩郡麻績村麻 4157-5	
		協力内容	訪問診療、年1回の定期歯科検診	
	2	名称		
		住所		
		協力内容		

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ③ その他(従前の居室から別の居室へ住み替える場合)	
判断基準の内容	事業者は、入居者の心身の状態の変化に伴い、より適切な介護サービス提供のため、一定の観察期間を設け、医師の意見を踏まえ入居者および身元引受人の同意を得た上で、入居者の居室を変更する場合があります。この場合には、原則追加費用はありません。	
手続きの内容	入居者に説明の上、新たに合意書を締結します。	
追加的費用の有無	1 あり ② なし	
居室利用権の取扱い	利用権の対象居室は、当初の居室から住み替え後の居室に変更となります。	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし ※但し、CタイプからABタイプへの住み替え時は、調整があります。	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	①あり 2 なし
	便所の変更	1 あり ② なし
	浴室の変更	①あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり ② なし
	台所の変更	①あり 2 なし

	その他の変更	1 あり	1 あり
		②なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	①あり 2 なし
	要支援の者	①あり 2 なし
	要介護の者	①あり 2 なし
留意事項	<p>①65歳以上の自立の方および要介護認定者(介護保険制度下における要支援または要介護と認定され、介護サービスを受けられる方)で事業者の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること</p> <p>②入居中の経済的な負担を負えること</p> <p>③身元引受人および返還金受取人を選任できること</p> <p>④必要な場合には事業者の指定する医師により診断を受けること</p> <p>※入居前の診断等により常時医療的処置を要する方や伝染病、感染症及び暴力行為等により共同生活に支障を来す方は、事業者よりお断りすることがあります。65歳未満の自立の方は、ご相談となります。</p>	
契約の解除の内容	<p>(施設からの契約解除)</p> <p>以下のいずれかに該当し、または入居契約の定めに違反し、かつ入居契約をこれ以上将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難と認められた場合、入居者および身元引受人に対し、90日(前払金方式の場合)または30日(月払い方式の場合)の予告期間において通告をなし、入居契約を解除することができます。但し、以下に該当する場合でその程度が著しく、事業者において施設の他の入居者および従業員の安全または施設の正常な運営の継続が困難であると認められる特段の事情がある場合には、事業者はその裁量により、当該事情に即して、この予告期間を合理的な範囲で短縮することができるものとします。</p> <p>① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居し、かつ虚偽記載により共同生活に支障が生じたとき</p> <p>② 月額利用料そのほかの費用の支払いを正当な理由なく3ヶ月(前払金方式の場合)または2ヶ月(月払い方式の場合)遅滞したとき</p> <p>③ 入居者の言動が、他の入居者又従業員の生命、身体、健康、財産に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき(ただし、この場合には、原則として、協力医療機関の医師ま</p>	

たは主治医の意見を聴き、一定の観察期間をおくものとします)

- ④ 入居者、身元引受人、またはその家族もしくは入居者の関係者による、従業員や他の入居者等に対するクレーム、不当要求、過剰要求、暴力、暴言、その他ハラスメント等社会通念上許容できないような言動により、信頼関係が著しく害され、通常の施設運営管理に重大な支障が及んだとき
- ⑤ 入居者の関係者が、事業者や従業員または他の入居者もしくはその家族等の名誉・信用を著しく毀損する等の行為をおこなったとき
- ⑥ 入居者の関係者の言動が他の入居者または従業員の精神的、身体的に負担が大きく、業務に著しく支障をきたしたとき、またはそのおそれが合理的に認められるとき
- ⑦ 入居者、身元引受人およびその家族が、事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が著しく困難であり、事業者が適切なサービス提供を継続できないと判断したとき
- ⑧ 入居者等が管理規程に定める禁止事項のいずれかに違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき
- ⑨ 入居者が施設を不在にする期間が連続して6ヶ月(月払い方式の場合は3ヶ月)を超え、施設への復帰が困難、または入居者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき
- ⑩ 天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小するとき

なお、契約解除通告前に入居者の方に弁明の機会を設け、契約解除後の移転先が見つからない場合には、その確保に協力します。

入居者、身元引受人または返還金受取人が以下のいずれかに該当した時は、何らの催告、手続きなく、入居契約を解除することができるものとします。

- ① 入居契約書第53条(反社会的勢力)に該当したとき
- ② 管理規程に定める禁止事項のうち、暴力、暴言、性的言動、攻撃的又は威圧的な言動等により、他の入居者等や事業者の従業員に肉体的精神的な負担を与えたとき
- ③ 管理規程に定める禁止事項のうち、事業者の従業員を長時間拘束し、業務外の対応を要求し、又は過剰な要求を繰り返すなどして、事業者の従業員の業務を妨げたとき

これらに基づき、事業者が入居契約を解除した場合、入居者等に損害が生じても、事業者は何らこれを賠償する責任を負わないものとします。

(入居者からの契約解除)

- ① 入居者は事業者に対して、30日の予告期間をおいて通告をなし、事業者が定める書面を提出することにより、入居契約を解除することができます。この場合、入居者は正当な理由の無い限り、解約の

	<p>撤回はできないものとします。</p> <p>② 入居者が、前項に定める書面を提出しないで居室を退去した場合は、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって入居契約は解約されたものとみなします。</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書 第38条
	解約予告期間	90日(前払金方式の場合) 30日(月払い方式の場合)
入居者からの解約予告期間	30日	
体験入居の内容	<p>①あり(体験入居を希望する場合)</p> <p>料金:10,000円/泊・税抜(11,000円/泊・税込)</p> <p>介護保険適用外です。</p> <p>期間:原則6泊7日</p> <p>※健康診断書、診療情報提供書等、必要書類をご用意いただきます。</p> <p>2 なし</p>	
入居定員	39名	
その他	<p>身元引受人等の条件及び義務等(身元引受人の条件・義務等)</p> <p>① 入居契約において入居者が負うべき債務についての連帯保証(連帯保証の極度額は、入居契約書標記6に記載)</p> <p>② 入居者(入居者の来訪者含む)の居室その他本物件の適正な利用に関する協力</p> <p>③ 入居者の契約に基づく各種サービスの適正な利用に関する協力</p> <p>④ 入居者の介護サービス提供計画書(ケアプラン)への同意に関する協力</p> <p>⑤ 入居者の治療、入院に関する手配の協力</p> <p>⑥ 契約終了時の入居者の身柄の引き取り</p> <p>⑦ 入居契約に定める家具等残置物の引き取り</p> <p>⑧ 入居契約書や管理規程などの諸規定および関連法令の違反により、事業者から入居契約を解除された場合の退去手続きの遅滞ない履行</p> <p>身元引受人の責任期間は入居契約の契約日から明け渡し完了し、かつ費用精算が終了するまでの日とします。</p> <p>また身元引受人は、入居者の家族の代表として①～⑧を遵守するとともに、入居者の家族において、管理規程など諸規定に定める違反その他攻撃的若しくは威圧的言動等を繰り返す等の迷惑行為により、他の入居者及び事業者の従業員の心身に重大な影響を及ぼす</p>	

	<p>恐れがあると事業者が判断した場合には、事業者に協力して早期の解決に努めていただきます。</p> <p>(返還金受取人)</p> <p>前払金等の返還金は、入居者が退去した場合は入居者もしくは入居者の法定代理人に、ご逝去による契約の終了の場合には返還金受取人として定められた者に返還します。</p>
--	---

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1人	1人	—	1.0
生活相談員	2人	2人※事務、計画作成 担当者を兼務	—	1.0
直接処遇職員	18人	15人	3人	17.0
12人	10人	2人	11.6	
6人	5人	1人	5.4	
1人	1人	—	1.0	
機能訓練指導員	1人	1人※事務、生活相談 員を兼務	—	0.4
計画作成担当者	1人	1人	—	1.0
栄養士	6人	5人	1人	5.4
調理員	2人	2人※生活相談員、計 画作成担当者を兼務	0人	1.4
事務員	0人	—	0人	0
その他職員	2人	2人※事務、計画作成 担当者を兼務	—	1.0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	0人	-	-
介護福祉士	12人	11人	1人
実務者研修の修了者	4人	3人	1人
初任者研修の修了者	1人	1人	0人
介護支援専門員	-	-	-

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	-	-	-
理学療法士	-	-	-
作業療法士	1人	-	1人
言語聴覚士	-	-	-
柔道整復士	-	-	-
あん摩マッサージ指圧師	-	-	-
はり師	-	-	-
きゅう師	-	-	-

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	1人	1人
介護職員	1人	1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5:1以上 b 2:1以上 c 2.5:1以上 d 3:1以上
---	-----------------------	--

合、本欄は省略可能)	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	1.2 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり 2 なし							
	業務に係る資格等		1 あり							
	資格等の名称									
	2 なし									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度1年間の退職者数	1人	—	3人	1人	—	—	—	—	—	—
応じた業務に従事した職員の人数 経験年数に	1年未満	1人	3人	2人	1人	—	—	—	—	—
	1年以上 3年未満	2人	—	3人	—	1人	—	—	—	—
	3年以上 5年未満	—	—	1人	—	—	—	—	—	—
	5年以上 10年未満	—	—	4人	—	1人	—	—	—	—
	10年以上	1	—	1	—	—				
従業者の健康診断の実施状況		① あり 2 なし		採用時に		① あり 2 なし				

6. 利用料金 (*)

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式	1 全額前払い方式

【表示事項】	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択	① 全額前払い方式(前払金方式) ② 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式
年齢に応じた金額設定	① あり 2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金 の改定	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定が必要と判断した場合に実施できるものとしします。 ・月額利用料その他のサービスの対価等にかかる消費税の額は、税法の改正に伴い税率が変更された場合は自動的に変更されるものとし、当該変更の効力発生後の期間に対応する利用料等については、変更後の税率により算定された消費税等を加算した利用料等を支払うものとしします。 ・前払金方式を選択した場合で、「月額家賃相当額」及び「月額基本サービス費相当額」の両方又はどちらか一方(※)が、将来公租公課や物価の変動等により、増額改定された場合には、償却残月数の有無にかかわらず契約締結日時点で設定された当該金額と改定額との差額を毎月請求できるものとし、減額改定された場合には、受領済みの前払金のうち償却期間満了日まで契約時の設定金額と改定後の金額との差額を速やかに一括して返還します。なお、上記の場合における差額の請求又は返還は改定した日をもって基準日とし、基準日以降より適用することとします。
	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとしします。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2
入居者の状 況	要介護度	要介護2	要介護2
	年齢	87歳	87歳
居室の状況	床面積	20.05 m ²	20.05 m ²
	便所	①有 2 無	①有 2 無
	浴室	1 有 ②無	1 有 ②無
	台所	1 有 ②無	1 有 ②無

入居時点で	前払金	1,290 万円	0 円	
必要な費用	敷金	0 円	63 万円	
月額費用の合計		1割負担の場合 282,481 円(308,481 円) 2割負担の場合 304,962 円(330,962 円) 3割負担の場合 327,443 円(353,443 円)	1割負担の場合 492,481 円(518,481 円) 2割負担の場合 514,962 円(540,962 円) 3割負担の場合 537,443 円(563,443 円)	
家賃		前払金として受領	210,000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用	1割負担の場合 22,481 円 2割負担の場合 44,962 円 3割負担の場合 67,443 円	1割負担の場合 22,481 円 2割負担の場合 44,962 円 3割負担の場合 67,443 円	
	介護保険外 ^{※2}	食費	72,000 円 (79,200 円)	72,000 円 (79,200 円)
		管理費	115,000 円 (126,500 円)	115,000 円 (126,500 円)
		介護費用	73,000 円 (80,300 円)	73,000 円 (80,300 円)
		光熱水費	管理費に含む	管理費に含む
その他	個別による	個別による		
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）</p>				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	前払金または月払い金としてお支払いいただきます。(入居時選択による) 月払い方式については、周辺不動産の市場価格や居室・共用部の面積等を参考にした家賃相当額に、過去のデータより居室の入れ替えに要する期間等を勘案して算定しています。
敷金	家賃相当額の3ヶ月分
介護費用	前払金または月払い金としてお支払いいただきます。(入居時選択による) 介護保険給付基準を上回る、要支援・要介護の方 1.5 人に対し常勤換算1名以上の職員を配置しているほか、看護職員を24時間配置しています。 ※介護保険サービスの自己負担額は含みません。
管理費 ^{※1}	共用施設等の維持管理費、居室および共用部の光熱水費、事務管理部門の人件費等を含みます。

食費	<p>・食材や厨房運営にかかる費用で、1日3食を1ヶ月間召し上がった場合の金額です。事前に欠食届を提出され、3食のうち1食もお召し上がりにならなかった場合は、1,200円/日・税抜(1,320円/日・税込)を返金いたします。</p> <p>・Cタイプ(401号室、402号室)に関して</p> <p>食事は予約制となりますので、召し上がって頂いた分をご請求いたします。ただし、予約を所定の期限までに取り消さなかった場合は、実際にはお召し上がり頂かなかったとしても、召し上がって頂いたものとしてご請求させていただきます。</p> <p>朝食 500円(540円)、昼食 900円(990円)、夕食 1,000円(1,100円)</p> <p>※朝食のみ軽減税率(8%)を適用</p>
光熱水費等※2	管理費に含まれています。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
その他のサービス利用料	おむつ代、週3回以上の清掃費、被服クリーニング費、理美容代、アクティビティ活動における材料費、医療費、週3回以上の入浴介助を希望する際の費用、スタッフ同行を希望される場合の費用、栄養補助食品等。
<p>※1 共用施設の修繕費、人件費等の用途をすべて記入し、「等」で括らないこと。</p> <p>※2 水道、電気、暖房の使用料及びこれに類する公共料金(入居者が居室に設置する場合の受信料等)等を明記すること。</p>	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	※要介護度に応じて介護費用の1割、2割、3割を徴収する。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	上記「利用料金の算定根拠 介護費用(=基本サービス費)」をご参照ください。
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

(前払金【A通常プラン】の受領)

算定根拠	<p>前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。前払金は以下の算定式により設定しております。</p> <p>(月額家賃相当額※1) × (想定居住期間※2) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて当社が受領する額 ※3)</p>
------	---

	<p>※1周辺不動産の市場価格や居室・共用部の面積などを参考にAタイプ:140,000円、Bタイプ:150,000円、Cタイプ:280,000円で算定しています。</p> <p>※2「全国特定施設事業者協議会」が発行する居住継続率表を用いて、想定居住期間時点における居住継続率が50%以上となるよう、年齢に応じて52～109ヶ月として設定しております。</p> <p>※3想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要な家賃相当額として、前払金の約30%としております。</p>																												
<p>想定居住期間（償却年月数）</p>	<table border="1" data-bbox="933 840 1465 1081"> <tr> <td>65～70歳</td> <td>109ヶ月</td> </tr> <tr> <td>71～75歳</td> <td>97ヶ月</td> </tr> <tr> <td>76～80歳</td> <td>86ヶ月</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>74ヶ月</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>65ヶ月</td> </tr> <tr> <td>91歳以上</td> <td>52ヶ月</td> </tr> </table>	65～70歳	109ヶ月	71～75歳	97ヶ月	76～80歳	86ヶ月	81～85歳	74ヶ月	86～90歳	65ヶ月	91歳以上	52ヶ月																
65～70歳	109ヶ月																												
71～75歳	97ヶ月																												
76～80歳	86ヶ月																												
81～85歳	74ヶ月																												
86～90歳	65ヶ月																												
91歳以上	52ヶ月																												
<p>償却の開始日</p>	<p>入居日</p>																												
<p>想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）</p>	<table border="1" data-bbox="925 1182 1469 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aタイプ</th> <th>Bタイプ</th> <th>Cタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65～70歳</td> <td>654万円</td> <td>705万円</td> <td>1,308万円</td> </tr> <tr> <td>71～75歳</td> <td>582万円</td> <td>625万円</td> <td>1,164万円</td> </tr> <tr> <td>76～80歳</td> <td>516万円</td> <td>560万円</td> <td>1,042万円</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>444万円</td> <td>480万円</td> <td>898万円</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>380万円</td> <td>405万円</td> <td>770万円</td> </tr> <tr> <td>91歳以上</td> <td>302万円</td> <td>320万円</td> <td>604万円</td> </tr> </tbody> </table>		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	65～70歳	654万円	705万円	1,308万円	71～75歳	582万円	625万円	1,164万円	76～80歳	516万円	560万円	1,042万円	81～85歳	444万円	480万円	898万円	86～90歳	380万円	405万円	770万円	91歳以上	302万円	320万円	604万円
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ																										
65～70歳	654万円	705万円	1,308万円																										
71～75歳	582万円	625万円	1,164万円																										
76～80歳	516万円	560万円	1,042万円																										
81～85歳	444万円	480万円	898万円																										
86～90歳	380万円	405万円	770万円																										
91歳以上	302万円	320万円	604万円																										
<p>初期償却率</p>	<p>30%</p>																												
<p>返還金の算定方法</p>	<p>入居後3月以内の契約終了</p> <p>入居者が入居日より3ヶ月以内に書面により事業者へ契約解除を申し出た場合は、予告期間を必要としないものとします。</p> <p>※前払金方式の場合</p> <p>入居日より3ヶ月以内に契約が終了した場合は、「契約終了時返還金の算定方法」を準用しますが「返還金＝月額家賃相当額×償却期間－入居期間中の家賃相当額」の計算式については、「返還金＝前払金－入居期間中の家賃相当額」に読み替えるものとします。（入居時償却はありません）</p>																												

2) + (想定居住期間を超えて契約が継続する
場合に備えて事業者が受領する額※3)

※1周辺不動産の市場価格や居室・共用部の
面積などを参考にAタイプ:140,000円、Bタイ
プ:150,000円、Cタイプ:280,000円で算定し
ています。

※2「全国特定施設事業者協議会」が発行す
る居住継続率表を用いて、想定居住期間時点
における居住継続率が50%以上となるよう、
年齢に応じて52～109ヶ月として設定してお
ります。

※3想定居住期間を超えて入居が継続してい
る場合に必要な家賃相当額として、前払金の
約30%としております。

② 前払基本サービス費総額

(月額基本サービス費相当額※1) × (想定居
住期間※2) + (想定居住期間を超えて契約が
継続する場合に備えて事業者が受領する額
※3)

※1介護保険給付基準を上回る、要支援・要
介護の方1.5人に対し常勤換算1名以上の
職員を配置しているほか、看護職員を24時間
配置しています。

※2「全国特定施設事業者協議会」が発行
する居住継続率表を用いて、想定居住期間時
点における居住継続率が50%以上となるよう
年齢に応じて52～109ヶ月として設定してお
ります。

※3 想定居住期間を超えて入居が継続して
いる場合に必要な基本サービス費として、前
払金の約30%としております。

想定居住期間(償却年月数)	<table border="1"> <tr><td>65～70歳</td><td>109ヶ月</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>97ヶ月</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>86ヶ月</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>74ヶ月</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>65ヶ月</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>52ヶ月</td></tr> </table>	65～70歳	109ヶ月	71～75歳	97ヶ月	76～80歳	86ヶ月	81～85歳	74ヶ月	86～90歳	65ヶ月	91歳以上	52ヶ月																																																									
65～70歳	109ヶ月																																																																					
71～75歳	97ヶ月																																																																					
76～80歳	86ヶ月																																																																					
81～85歳	74ヶ月																																																																					
86～90歳	65ヶ月																																																																					
91歳以上	52ヶ月																																																																					
償却の開始日	入居日																																																																					
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">Aタイプ</th> </tr> <tr> <th>前払金 初期償却額</th> <th>※うち前払基本サービス費総額初期償却額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>65～70歳</td><td>1,021.73万円</td><td>(367.73万円)</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>914.09万円</td><td>(332.09万円)</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>815.42万円</td><td>(299.42万円)</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>696.78万円</td><td>(252.78万円)</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>595.05万円</td><td>(215.05万円)</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>467.44万円</td><td>(165.44万円)</td></tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">Bタイプ</th> </tr> <tr> <th>前払金 初期償却額</th> <th>※うち前払基本サービス費総額初期償却額</th> </tr> <tr><td>65～70歳</td><td>1,072.73万円</td><td>(367.73万円)</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>957.09万円</td><td>(332.09万円)</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>859.42万円</td><td>(299.42万円)</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>732.78万円</td><td>(252.78万円)</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>620.05万円</td><td>(215.05万円)</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>485.44万円</td><td>(165.44万円)</td></tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">Cタイプ</th> </tr> <tr> <th>前払金 初期償却額</th> <th>※うち前払基本サービス費総額初期償却額</th> </tr> <tr><td>65～70歳</td><td>1,675.73万円</td><td>(367.73万円)</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>1,496.09万円</td><td>(332.09万円)</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>1,341.42万円</td><td>(299.42万円)</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>1,150.78万円</td><td>(252.78万円)</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>985.05万円</td><td>(215.05万円)</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>769.44万円</td><td>(165.44万円)</td></tr> </tbody> </table>		Aタイプ		前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額	65～70歳	1,021.73万円	(367.73万円)	71～75歳	914.09万円	(332.09万円)	76～80歳	815.42万円	(299.42万円)	81～85歳	696.78万円	(252.78万円)	86～90歳	595.05万円	(215.05万円)	91歳以上	467.44万円	(165.44万円)		Bタイプ		前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額	65～70歳	1,072.73万円	(367.73万円)	71～75歳	957.09万円	(332.09万円)	76～80歳	859.42万円	(299.42万円)	81～85歳	732.78万円	(252.78万円)	86～90歳	620.05万円	(215.05万円)	91歳以上	485.44万円	(165.44万円)		Cタイプ		前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額	65～70歳	1,675.73万円	(367.73万円)	71～75歳	1,496.09万円	(332.09万円)	76～80歳	1,341.42万円	(299.42万円)	81～85歳	1,150.78万円	(252.78万円)	86～90歳	985.05万円	(215.05万円)	91歳以上	769.44万円	(165.44万円)
	Aタイプ																																																																					
	前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額																																																																				
65～70歳	1,021.73万円	(367.73万円)																																																																				
71～75歳	914.09万円	(332.09万円)																																																																				
76～80歳	815.42万円	(299.42万円)																																																																				
81～85歳	696.78万円	(252.78万円)																																																																				
86～90歳	595.05万円	(215.05万円)																																																																				
91歳以上	467.44万円	(165.44万円)																																																																				
	Bタイプ																																																																					
	前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額																																																																				
65～70歳	1,072.73万円	(367.73万円)																																																																				
71～75歳	957.09万円	(332.09万円)																																																																				
76～80歳	859.42万円	(299.42万円)																																																																				
81～85歳	732.78万円	(252.78万円)																																																																				
86～90歳	620.05万円	(215.05万円)																																																																				
91歳以上	485.44万円	(165.44万円)																																																																				
	Cタイプ																																																																					
	前払金 初期償却額	※うち前払基本サービス費総額初期償却額																																																																				
65～70歳	1,675.73万円	(367.73万円)																																																																				
71～75歳	1,496.09万円	(332.09万円)																																																																				
76～80歳	1,341.42万円	(299.42万円)																																																																				
81～85歳	1,150.78万円	(252.78万円)																																																																				
86～90歳	985.05万円	(215.05万円)																																																																				
91歳以上	769.44万円	(165.44万円)																																																																				
初期償却率	前払金の約 30%																																																																					
返還金の算定方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 1603 911 2029"> 入居後3月以内の契約終了 </td> <td data-bbox="911 1603 1479 2029"> <p>入居者が入居日より 3 ヶ月以内に書面により事業者へ契約解除を申し出た場合は、予告期間を必要としないものとします。</p> <p>※前払金方式の場合</p> <p>入居日より 3 ヶ月以内に契約が終了した場合は、「契約終了時返還金の算定方法」を準用しますが、計算式については、次の式に読み替えるものとします。</p> <p>返還金①＝前払金－入居期間中の家賃相当</p> </td> </tr> </table>	入居後3月以内の契約終了	<p>入居者が入居日より 3 ヶ月以内に書面により事業者へ契約解除を申し出た場合は、予告期間を必要としないものとします。</p> <p>※前払金方式の場合</p> <p>入居日より 3 ヶ月以内に契約が終了した場合は、「契約終了時返還金の算定方法」を準用しますが、計算式については、次の式に読み替えるものとします。</p> <p>返還金①＝前払金－入居期間中の家賃相当</p>																																																																			
入居後3月以内の契約終了	<p>入居者が入居日より 3 ヶ月以内に書面により事業者へ契約解除を申し出た場合は、予告期間を必要としないものとします。</p> <p>※前払金方式の場合</p> <p>入居日より 3 ヶ月以内に契約が終了した場合は、「契約終了時返還金の算定方法」を準用しますが、計算式については、次の式に読み替えるものとします。</p> <p>返還金①＝前払金－入居期間中の家賃相当</p>																																																																					

		額 返還金②＝前払金－入居期間中の基本サービス費相当額 (入居時償却はありません)
	入居後3月を超えた契約終了(契約終了時返還金の算定方法)	<p>「契約終了時返還金の算定方法」 前払金(「居室および共用施設の家賃相当額」と「基本サービス費」)は、それぞれ次の計算方法により算出します。</p> <p>返還金①:居室および共用施設の家賃相当額 →P16①前払金【A 通常プラン】の受領の返還金算定方法★1を参照ください。</p> <p>返還金②:基本サービス費 月額基本サービス費相当額×償却期間－入居期間中の基本サービス費(※) (※)入居期間中の基本サービス費＝(i)～(iii)の計算式により算出した金額の合計 (i) (月額基本サービス費相当額÷30)×入居日の属する月における入居日(当日を含む)から末日までの日数 (ii) (月額基本サービス費相当額÷30)×契約終了日の属する月における1日から契約終了日(当日を含む)までの日数 (iii) 月額基本サービス費相当額×上記(i)(ii)を除いた入居期間中の経過月数</p> <p>*二人入居の場合は、お二人とも退去された場合に返還いたします。</p>

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	5人
	女性	23人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上 75歳未満	0人
	75歳以上 85歳未満	8人

	85歳以上	20人
要介護度別	自立	2人
	要支援1	7人
	要支援2	2人
	要介護1	3人
	要介護2	4人
	要介護3	3人
	要介護4	2人
	要介護5	5人
入居期間別	6ヶ月未満	4人
	6ヶ月以上1年未満	2人
	1年以上5年未満	13人
	5年以上10年未満	4人
	10年以上15年未満	3人
	15年以上	2人

(入居者の属性)

平均年齢	88.1歳
入居者数の合計	28人
入居率※	69.2%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	0人
	死亡	6人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	2人
		(解約事由の例) ご家族の住まいに近い有料老人ホームをご希望されたため
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		ヒルデモア信州白雲館 支配人
電話番号		026-261-5500
対応している 時間	平日	9:00~18:00
	土曜	9:00~18:00
	日曜・祝日	9:00~18:00
定休日		—

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	①あり	賠償責任保険 (東京海上日動火災保険株式会社)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	①あり	事業者は、事業者の故意または重過失により発生した本物件内の事故により入居者の生命、身体、または財産に損害が生じた場合は、入居者に対して速やかに損害を賠償します。ただし、地震・津波等の天災、戦争・暴動等の不可抗力に起因する事故について、事業者は責任を負いません。また、入居者に過失がある場合には、事業者の賠償額を減ずることがあります。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	①あり 2 なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	①あり	実施日	・お客様満足度アンケート (2023年9月実施) ・意見箱(1、4階に常時設置)
		結果の開示	①あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	①あり	実施日(更新日)	2023年3月1日
		評価機関名称	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
		結果の開示	①あり 2 なし
2 なし			

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ②入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ②入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	①入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	①入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③公開していない

10. その他

運営懇談会	①あり	(開催頻度)年1回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	①あり 2 なし
	指針の整備	①あり 2 なし
	定期的な研修の実施	①あり 2 なし
	担当者の配置	①あり 2 なし
身体拘束等の適正化のための取組の状況	身体拘束等適正化検討委員会の開催	①あり 2 なし
	指針の整備	①あり 2 なし
	定期的な研修の実施	①あり 2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行うこと	
	1 あり	身体拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場

	合の理由の記録	
	② なし	
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	① あり 2 なし
	災害に関する業務継続計画	① あり 2 なし
	職員に対する周知の実施	① あり 2 なし
	定期的な研修の実施	① あり 2 なし
	定期的な訓練の実施	① あり 2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し	① あり 2 なし
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり（提携ホーム名： ） ② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6.既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類：別添 1（別の実施する介護サービス一覧表）

別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が長野県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			併設・隣接 の 状況	事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接		
＜居宅介護予防サービス＞					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
＜地域密着型介護予防サービス＞					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
＜介護保険施設＞					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		

介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
-------	----	----	-------	--	--

<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接		
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接		
その他生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無	個別の利用料で、実施するサービス （利用者が全額負担）				包含※2	都度※2	料金※3	備考
	なし	あり	なし	あり				
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり				
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				
おむつ代			なし	あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○	実費	週2回を超える場合は1,500円（1,650円）/30分/1名※4
特浴介助	なし	あり	なし	あり				
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				
機能訓練	なし	あり	なし	あり				
通院介助	なし	あり	なし	あり				※付添いができる範囲を明確化すること
口腔衛生管理	なし	あり	なし	あり				
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり				週2回
リネン交換	なし	あり	なし	あり				週1回
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		○	実費	クリーニング料金表に記載
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				※自立の場合「有料サービス一覧表」に記載
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				
おやつ			なし	あり				
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	実費	
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	実費	週1回。購入品は実費
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		○	実費	667円（733円）/30分
金銭・貯金管理			なし	あり				
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり		○		年2回
健康相談	なし	あり	なし	あり				
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				
服薬支援	なし	あり	なし	あり				
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり		○	実費	協力医療機関以外は、介護タクシーを利用。
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		○	667円（733円）/30分	近隣指定医療機関以外の場合。

入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		○	667円 (733円)/30分	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり		○	667円 (733円)/30分	近隣指定医療機関の場合は、週1回は無料

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。